

競争入札心得

(総 則)

第1条 社会福祉法人苦小牧慈光会が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札保証金は免除します。

(入 札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書のうえ、自己の氏名を表記して提出しなければなりません。

2 郵便又は電報による入札は認めません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代 理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前にその旨を証する書面（委任状）を提出してください。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

(2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

(3) 入札書に記名押印がない入札

(4) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札

(5) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札

(6) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

(7) 無権代理人がした入札

(8) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）

(9) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(10) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。再度入札の執行回数は原則として1回とします。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることとします。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、最低制限価格（設定している場合、以下同じ。）以上予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とし不在場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とし不在場合があります。

(1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、当法人の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とし不在場合は、最低制限価格以上予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(契約の締結)

第12条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、当法人の作成した契約書案に記名押印のうえ、契約決定の通知を受けた日から7日以内に当法人に提出しなければなりません。

(落札者の不在場合)

第13条 開札の結果、落札者の不在場合は、最低制限価格以上予定価格の範囲内で随意契約することとします。

(契約保証金等)

第14条 契約保証金は免除します。

(工事完成保証人)

第15条 工事完成保証人は不要とします。

(談合情報に対する対応)

第16条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第17条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、当法人が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第18条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前には、その旨を文書又は口頭により当法人に連絡すること。

(2) 入札執行中には、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。